計画事業に係る事後評価記載様式(初年度・2年度目) 別紙2

I 総合評価

地域の主体的な取組みと創意工夫による公共交通の活性化・再生を通じ、個性豊かで活力に満ちた地域 社会実現に寄与するために適切な事業を選び出し、当該事業を本格実施する環境を整備するための検討 を行ったか。

三次市地域公共交通会議(法定協議会), さらには事業毎の必要に応じて分科会や地域でのワーキング会議等を開催することに併せ, 地域の住民自治組織, 沿線沿いの商業施設, 運行事業者などの協力も得ながら, 適切な事業内容を協議検討する過程を経て実施に至った。

また,事業の問題点や課題抽出のための地域・利用者アンケートやヒアリング等の実施や,料金についての既存路線との調整,市民への啓発についても商業施設発行チラシへのPR枠の確保,自治連合会組織での記念回数券購買PRなど,様々な手段を講じて利用促進を行うことなど,事業の本格実施を念頭に,利用環境の整備に係る検討を行った。

Ⅱ 計画事業の実施

① 事業計画に位置づけられた事業が適切に実施されたか。事業計画に位置づけられた事業が事業計画どおりに実施されなかった場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

本年度の計画事業では、現行の「みよしウェーブ号」を中心市街地での買物や通院に利用しやすいコンパクトな循環型に再編し、実証運行を行いながら利用への喚起を促すこと、旧町村域で運行している「三次市民バス」の効率化を目標とし、第一段再編として、一部の地域での過剰な運行を見直し、どの運行エリアサービスも平準化させること、また、三次市民タクシー制度を、高齢化した集落を地域の力でカバーできる仕組みにするため補助要綱を改正し、旧市街地周辺部で導入することにより、交通空白地域を縮減することを、施策として位置づけた。

「市街地循環バスの再編・実証運行」(別紙資料1:第3回交通会議資料参照)

10月2日に三次駅を中心として1日8循環で運行開始した。従来の路線では,通勤に利用されている便を除き,1循環当り,概ね1人~2人程度であったものが,10月の平均利用人員実績が1循環あたり3.4人,11月は4.4人,12月は4.0人と利用が伸びている。運行に際しての愛称や車両のラッピングの公募や,無料乗車体験イベントを実施した成果が表れたと推測している。

また, 系統を切り離して運行している畠敷線も医療施設までの路線延長が可能となり, 利便性が高まったことから, 利用者は増加傾向にある。

「三次市民バスの再編実証運行」(別紙資料1:第3回交通会議資料参照)

調査事業で明らかになった甲奴町域の利用状況や利用者の約3割が「減便もしかたがない」との裏づけから,住民で組織される甲奴町振興協議会連合会,さらには運行事業者との協議を踏まえ,平成23年2月から減便したダイヤにて実証運行を行う。また一方では新たな利用ニーズに対応した区間延長も行うなど,住民生活支援及び利用者の確保にも努めている。

併せて高齢者を中心とした利用者のさらなる利便性の向上を図るため, 車両をバリアフリー化(乗降ステップ・補助棒の 設置) する計画である。

「三次市民タクシー制度の改善」(別紙資料1:第3回交通会議資料参照)

本年度, 粟屋地区及び川地地区で導入をめざし, 役員会等で制度の説明, 及び役員との協議を行った。現在は, 両地域へ制度利用需要者の調査(アンケート用紙様式送付済み)を依頼しており, 継続した取り組みを進めている。

Ⅲ 具体的成果

① 定められた評価方法・評価基準にしたがって、評価事項について事業を評価したか。 その際、事業の効果・影響とそれ以外の効果・影響を分離して評価したか。

「市街地循環バスの再編・実証運行」については、1循環当りの乗車人員の増加を定量的な目標として掲げており、運行開始より運行事業者からの実績報告で利用人員を把握している。また、2ヶ月を経過した段階で、直接車両に同乗し、約1週間、ヒアリングを実施し、さらには、運行地域の住民自治組織や新たに路線となった団地の方にアンケートを行うなど、数値的な検証とニーズや課題の把握に努めた。

「三次市民バスの再編実証運行」については、継続して運行委託事業者に利用者数を確認しているが、具体的な再編は2月以降に実施することとしており、利用者数の変化及びヒアリング等により、当事業を評価することにしている。

「三次市民タクシー制度の改善」に関しては、現在も住民自治組織と連携し、交通空白域の解消に向けて取り組みを進めている。

② 実施した事業が地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業であるかどうかを検証したか。

「市街地循環バスの再編・実証運行」について,1循環当りの利用者が増加していることに併せて,ヒアリングの結果,新たに乗り入れた商業施設での乗降者数が2番目に多い結果となったこと,また利用者の6割近くが自家用車やその他の交通から乗換えであることから,住民ニーズに沿った事業だったことが検証できた。

「三次市民バスの再編実証運行」については、サービス水準の見直しに伴い効率性が高まることから、平均乗車人数1人/便以上という目標を達成するために、適切な事業であると判断できる。

「三次市民タクシー制度の改善」は、制度の利便性を高め導入地域を拡大することにあわせて、地域の相互扶助で移動手段を確保しようとする観点からも適切な取組みであると考えている。

*必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

Ⅳ 自立性・持続性

1 事業の本格実施に向けての準備

① 実施した事業を翌年度実施するにあたって問題点があるかどうかを検証したか。

「市街地循環バスの再編・実証運行」については、平均乗車人員が目標値に達し、また引き続き利用者は増加傾向にあるため、計画どおり平成23年度4月からの本格運行実施への移行を行う予定である。(別紙資料2:第3回交通会議資料参照)

ただし、利用者数は十分に多いとは言えないため、本格実施後も引き続き、地域や商業施設・運行事業者と連携し、利用促進に取り組むものとする。

「三次市民バスの再編・実証運行」については,甲奴町線の再編を2月実施予定であり,実施後の利用者動向を踏まえ て検証を行う予定である。

② 実施した事業について利用者数が想定をかなり下回るなど効果が現れていない場合には、 翌年度事業を実施するにあたって必要な見直しを行っているか。翌年度も同じ事業を実施する 場合には、適切な理由等が明らかにされているか。

「市街地循環バスの再編・実証運行」については,利用者数が目標に達成したため次年度4月からの本格実施を予定 している。

「三次市民バスの再編・実証運行」については、甲奴町線の再編を2月実施予定であるが、実施後の利用者動向を踏まえ、引き続き、さらなる効率化を図るとともに、他路線に関しても平均乗車人員の向上を目的に運行サービスの効率化を図る計画としている。

2 事業の実施環境

① 当該事業の翌年度実施のための財源について検討を行い、財源の目処がついたか。

平成23年度の地域公共交通(三次市民バスの再編や過疎地有償運送等)の実証運行に向けて,運行予定事業者負担や地域NPOの役割などの事前調整は協議・合意しており,今後,国の動向(国費)を見ながら三次市の財政支出で賄うべく平成23年度予算において所要の経費を計上する予定である。(三次市の予算については,平成23年3月定例議会にて審議の予定)

また,新たな事業が重複するエリアにおいては,既存モードの一部見直し(減便や廃止)による財源の担保も計画している。

② 住民等による自主的な利用促進、啓発等の活動や協賛金拠出への協力等当該事業を翌年度実施する環境を整備しているか。

住民主導の市街地循環バス活性化検討会議(分科会)の実施,市街地循環バス実証運行の開始(出発式)及び公共交通関連情報の配布等を通じて,住民の公共交通への関心及び利用意識は徐々に高まっていると考えられる。また,中学校での「総合学習の時間」を利用してモビリティマネジメントも実施した。今後も,市広報や各地域で発行されている自治連合会だより等を活用するなど,積極的な情報提供を実施するとともに,次年度は小学校において実際運行している車両を用いて交通安全啓発とタイアップしたモビリティマネジメントなど計画しており,これらを通じて利用促進を図ることとしている。

さしている。 また、「三次市民バスの再編(第2段階)」や「過疎地有償運送の導入」について検討・協議できる地域のワーキング会 議「作木町自家用有償旅客運送検討会議」、「ボランティア運転手グループ」など組織し(別紙資料2:第3回交通会議資料参照)、かつ今年度から既に協議を始めるなど、地域及び利益者負担を前提にシステムづくりを連携して取り組める準備はできている。

③ 当該事業の本格実施のための財源について検討を行ったか。

第3回交通会議で,運行事業者の経営努力や三次市による支援が必要であるとの協議がなされ,両者とも協力する旨の確認がなされた。

また, 引き続き, 沿線地域の住民自治組織や商業施設などと連携し, さらなる啓発活動を展開することにより利用者の増加向けて取り組んでいくことが確認された。

*必要に応じて、参考資料を添付して下さい。

V 住民の参加等による地域関係者の実質的な合意形成

① 協議会における審議事項が明確に定められ、計画事業の進め方、実施状況について審議される 体制となっているか。

交通会議(法定協議会)の設置要綱が第1回法定協議会で決定・制定されており、審議事項は、

- 「地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項」
- 「市運営有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項」
- 「連携計画の策定及び変更の協議に関する事項」
- 「連携計画の実施に係る連絡調整に関する事項」
- 「連携計画に位置づけられた事業の実施に関する事項」
- 「交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項」

と規定しており,連携計画の策定後も実施事業に関して継続的に審議が行われる体制が整っている。

また,事業毎に幹事会や分科会,さらには地域でのワーキング会議が開催できる仕組みを既に構築しており,柔軟性も備えている。

② 協議会に住民が参加したり、住民の意見が反映される仕組みが設けられているか (公募制、住民意向調査等の実施が協議会の運営要領において定められているか。)。

交通会議(法定協議会)の構成員には、各ブロック(北部・中心部・南部)の住民代表、高齢者の視点から社会福祉協議会、地域の商店街の意見を反映するため、商工会議所・商工会が含まれているほか、事業毎に地域住民参加の分科会やワーキング会議を開催して課題やニーズを把握した上で、計画事業の進め方を交通会議で審議・合意し、「市街地循環バスの再編・実証運行」、「三次市民バスの再編・実証運行」、「市民タクシー制度の改善」に取り組んだ。また、その他連携計画に掲げた「路線バスの再編」、「自家用有償運送」も同様な手続きを経て検討している。また、実施結果等は交通会議等で説明を行っており、住民の意見が計画事業に反映される仕組みが設けられている。(別紙資料2:第2回交通会議会議録参照)

③ 計画事業を実施するにあたって協議会が適切に開催されているか。

平成22年度第1回交通会議(法定協議会)においては、事業に関わる予算、実証運行計画、分科会の設置等に関して報告・審議され、それ以降の交通会議では、分科会・ワーキング会議による具体的な検討実施状況、その他計画事業の進捗状況が報告・審議されるなど、計画事業を実施するにあたって法定協議会が適切に開催された。特に、今年度実証運行を行っている市街地循環バスの評価に関しては、概ね3ヶ月間データ(10月~12月末)の利用実態データ及び車両ヒアリング、沿線住民アンケート結果を基に、第3回協議会において審議を行った。(別紙資料3:第1回交通会議会議資料参照)

④ 協議会の議事が傍聴、議事録や関係資料の公開等によって適切に開示されているか。

交通会議(法定協議会)の設置要綱において,議事の傍聴は原則可能であること,議事録は市のホームページにおいて会議開催後,速やかに公表することが規定されており,当該規定に則って交通会議の議事が開示されている。 また記者クラブを通じて,各マスコミに対しても事前に取材依頼を行うなど,会議の透明性の確保に努めている。

⑤ 地域公共交通に関する目標を達成するために適切な事業を翌年度実施することについて 地域関係者の実質的な合意が形成されたといえるか。

第3回交通会議(法定協議会)において、市街地循環バスの実証運行後の利用状況及びアンケート結果が報告・審議され、平均乗車人員の目標値を達成したことから、次年度の本格実施に向けた合意形成が図られた。また、他の計画事業に係る実施状況についても報告・審議され、引き続き、取組みが必要であると方向で承認を得ており、関係者の合意形成が行われたと考えている。(別紙資料4:第3回交通会議会議録参照)

*必要に応じて、参考資料を添付して下さい。